

2 行動指針

「発展途上国に対する投資行動の指針」「在外企業の労働問題に関する提言」および「海外投資行動指針」の内容は次の通り。

「発展途上国に対する投資行動の指針」

昭和48年6月1日

社団法人経済団体連合会	会長	植村甲午郎
日本商工会議所	会頭	永野重雄
社団法人経済同友会	代表幹事	木川田一隆
日本経営者団体連盟	代表常任理事	櫻田 武
社団法人日本貿易会	会長	水上達三

1970年代の世界経済においては、海外投資を含む多面的な企業活動の国際的展開がいつそう活発化するものと考えられる。しかし、一方各国間の相互依存関係が緊密の度を増し、種々の要請が複雑多岐にからみ、かつての自由至上の経済理念ですべてを律することはもはや困難となり、世界の平和維持と民生の安定を求めて、自由競争裡における新しい理念の確立が求められている。

わが国企業の対外経済活動も、このような世界経済の流れの中で多彩な展開を示すものとみられるが、とくに発展途上国に対する海外投資は、受入れ国の投資環境の整備のもとに長期的に受入れられ、その国の開発、発展と国民福祉の向上に資する形のものとして進められなければならない。この場合、企業は、受入れ国の立場に立って、その国の企業活動をめぐる諸条件、慣習等を尊重するとともに、その投資に当り自己責任原則に基づく企業家精神が育ち定着していくのに資するよう努めることが肝要である。

このような認識のもとに、われわれは、ここにわが国企業の発展途上国向け投資における企業行動のあり方について共通事項

をまとめ、指針（ガイド・ライン）とするものである。

したがって、本指針は、企業の円滑な投資活動の維持、現地会社の発展につながるのみならず、発展途上国との現地経済交流のいつそうの増大にも資するものであるとの認識のもとに、受入れ国の経済の実状に応じて、本社ならびに現地会社において、その実践に努力さるべきものとする。

基本的姿勢

第一 わが国企業の海外投資に当っては、それが受入れ国に歓迎される投資としてそこに定着し、長期的な観点に立って企業の発展と受入れ国の開発・発展とが両立する方向で進めるとともに、受入れ国の社会に融け込むようその経済、社会との協調、融和を図りつつ行うという基本姿勢を貫くこと。相互信頼を基盤とした事業活動の推進

第二 受入れ国の経済、社会の発展を図るため、わが国企業の海外投資に当っては、長期的な観点に立って共存共栄を旨とし、長期事業方針の明示、合理的な労使関係の確立等の適切な配慮を行い、適当な時期に受入れ国の投資家等に資本参加拡大の機会を提供するとともに、現地会社の事業活動の内容を正しく紹介して受入れ国社会の理解を深める等、受入れ国との相互信頼を基盤としてその事業活動の推進に努めること。雇用、登用の推進

第三 受入れ国における雇用機会の拡大に資するため、現地会社における従業員の雇用、登用を積極的に行うよう努めること。

また、従業員の労働条件についても受入

れ国の事情を十分配慮するとともに、安全衛生を確保するための労働環境の整備に努めること。

現地派遣者の選定、権限委譲等

第四 現地会社への派遣者の選定に当っては、協調性、意欲、能力等の適正に配慮するとともに、適切な事前教育、訓練を行うよう努めること。

また、企業は派遣者に企業経営への意欲と責任とをもたせるため、派遣者への大幅な権限委譲、現地事情を考慮した派遣期間の設定、そのための条件設備等を図るよう努めること。

教育、訓練の推進

第五 受入れ国への技術伝播を図るため、現地会社の従業員について、社内における教育、訓練、わが国への研修派遣、留学等を行うことにより、技能、技術（経営、管理技術を含む）の習得の機会を与えるよう努めること。

地場産業の育成等

第六 長期的な観点から国際分業の確立、受入れ国の国際収支の改善、地場産業の育成等に資するため、技術指導を行いつつ、受入れ国で生産される機械設備、部品等ができるだけ使用することに努めること。

再投資の促進

第七 受入れ国の経済発展の促進に資するため、わが国企業が現地会社の利益等ができるだけ現地会社の拡充、周辺関連産業の育成等のための再投資に向けるよう努めること。また、現地会社の利益等の送金に当っては当該会社の経営状況、受入れ国の国際収支等を十分考慮すること。

受入れ国産業との協調

第八 わが国企業の海外投資に当っては、受入れ国の経済秩序を混乱させることのないよう、受入れ国産業との協調を図り、特定の地域ならびに産業への集中等を避ける

よう努めるとともに、現地会社の事業活動においては、受入れ国の商慣習、流通機構を尊重すること。

受入れ国社会との協調、融和

第九 受入れ国の社会との協調、融和を図るため、次の事項に留意すること。

- (1) 受入れ国の環境の保全に十分努めること。
- (2) 受入れ国の教育、福祉等への貢献に努めるとともに、現地会社の事業活動の遂行上必要とされる施設の設置に当っては、その公共性に十分配慮すること。
- (3) 受入れ国における地域社会との融合に留意し、受入れ国の業界団体、地域団体に現地会社が参加するとともに、現地日本人経済団体と現地経済人との幅広くかつ親密な交流を促進すること。

以上

「在外企業の労働問題に関する提言」

昭和49年3月20日

日経連在外企業労働問題委員会

国際間における経済交流は、ますます多角的、多面的なものとなり、それにともなあって、わが国企業の海外事業活動は今後いっそう活発化するものと考えられる。

こうした日本企業の海外事業活動の活発化にともない相手国の経済、社会事情を十分認識した上で適切な労働関係を確立・維持して現地社会との融和と共存共栄とをはかることが必須の要件となっており、特に発展途上国の場合には、社会的、文化的、経済的な条件の相違をこえて、よりよい国際関係を築くことが、まさに望まれるところである。

このような観点から、本委員会は発展途上国における在外企業の労働関係の実情をつぶさに検討してきた。

さきに経済5団体は「発展途上国に対する投資行動の指針」を発表したが、本提言はこの行動指針の趣旨を、特に労働関係の事項について重ねて徹底することを目的としたものである。

したがって本提言はすでに海外事業活動を行なっている企業、今後海外事業活動を計画する企業ならびに現地在外企業のすべてに周知徹底し、その確実な実践によって在外企業における労働関係全般を改善することを目的とするものであり、かつそれを通じて日本企業の海外事業活動がわが国と相手国の国際協調に貢献することを願うものである。

基本姿勢

第一 人事・労務管理、労使関係の問題への取り組みにあたっては当該在外企業が現地企業であるとの認識に立ち、現地の実情を十分理解するとともに、人間尊重の理念を基本として究極的には現地国民生活の向上に貢献することを基本姿勢とすること。

労働関係法規・労働慣習の尊重

第二 海外事業活動に際してはあらかじめ十分な事前調査を行ない、相手国の労働関係法規、労働行政方針を遵守し、現地の労働慣習についても、これを尊重すること。

雇用、登用の推進

第三 雇用管理については、現地化の推進を基本とし、現地雇用政策の尊重、雇用の積極的拡大および安定を図るとともに、現地従業員の登用について目標をかけるなどして積極的に促進すること。

公正な人事管理

第四 人事管理においては、相手国の風俗、習慣、価値観、民族意識、人種・宗教

問題、その他社会制度を十分勘案するとともに、公正で民主的な人事管理の確立に努めること。

また人事管理担当の責任者には努めて現地出身の適任者を起用する等、きめの細かい対策を講ずること。

教育訓練の推進

第五 民間企業による海外事業活動の一つの大きな意義は相手国への技術・技能の移転に加えて経営管理能力の向上をもたらし、産業発展の担い手を育てることにあり、技術・技能教育のほかに経営管理および監督能力を高めるための教育訓練実施策を積極的に講ずること。

この目標のため必要に応じて教育訓練の専門スタッフの現地派遣が望ましい。

適正な労働条件

第六 労働条件の設定にあたっては、欧米系現地企業も含め現地の実情を十分考慮し、調和のとれた水準および形態を目指すこと。

また福利厚生施策についても、わが国において行なわれている諸施策の特色を生かすとともに、作業環境の整備、安全衛生の確保についても万全を期すこと。

労使関係の安定

第七 民主的な労使関係の確立を目標とし、常に労使コミュニケーションの徹底をはかること。

さらに福利厚生施策をはじめ、経営諸施策の策定およびその実施にあたっては努めて労働者側の意見を尊重すること。

現地社会との融和

第八 地域社会との融和、地域住民の生活向上のため環境保全の厳守、地域公共活動への参加および福利厚生施設、医療施設の開放ならびに事業活動の適切なPR等に努めること。

相互交流の推進

第九 官・民両レベルにおける交流を促進し、相互理解を深めるため、わが国政府には労働アタッシェの広汎な設置と労働問題の専門家の国際的交流の実施を要請するものであるが、在外企業においては、相手国政府、行政機関との連絡の緊密化、現地経営者団体への加盟等を積極的に進めること。派遣従業員の待遇・教育と権限委譲

第十 派遣従業員の選考にあたって従来、営業・技術等、専門的知識、技能者偏重の傾向があったが今後は現地への理解、協調性、人間関係の調整、人事管理能力に秀でた人選に重点を置くこととし、派遣に先立って現地語の習得も含め、適切な事前教育を行うこと。

また派遣従業員に対し、必要な権限と的確な助言を与え、その資質と能力が十分発揮できるよう配慮すること。

在外企業の相互連絡の密接化

第十一 本提言を実効のあるものとするため、現地における在外企業の組織化、また、在外企業へ出資している企業の国内での組織化をはかることとし、これにより在外企業に関する情報交換、相互啓発等密接な連携をはかり、国際協調の進展に役立つよう努めること。

具体的施策

第十二 以上の提言の趣旨に則り、日経連は、今後次のような具体的施策を推進する。

- (1) 本委員会の活動成果の適切な活用
- (2) 在外企業派遣社員の教育
- (3) 在外企業への出資企業の組織化
- (4) 現地商工会議所設置の促進
- (5) 在外企業問題に関する政・労・使三者の協力体制の確立

以上

「海外投資行動指針」

昭和62年4月1日

社団法人経済団体連合会	会長	斎藤英四郎
日本商工会議所	会頭	五島 昇
社団法人経済同友会	代表幹事	石原 俊
日本経者団体連盟	会長	大槻文平
社団法人日本貿易会	会長	三村庸平
社団法人関西経済連合会	会長	日向方齊
社団法人日本在外企業協会	会長	永田敬生

趣旨

昭和48年6月に発表した「発展途上国に対する投資行動の指針」は、わが国企業の発展途上国向け直接投資における企業行動のあり方についての指針（ガイド・ライン）として、わが国企業によって十分に留意されるところであった。

しかし、近年わが国企業の海外直接投資は、発展途上国のみならず、欧米など先進国向けにもとみに行われ、円滑な投資行動の要請は、いまや発展途上国にとどまらない状況にある。わが国企業の海外投資に当っては、発展途上国向け、先進国向けを問わず、それが投資先国によって好意的に受け入れられ、その国の成長、発展と国民福祉の向上に役立つような形ですすめられなければならないことは言をまたない。

適用地域を発展途上国に限定した旧指針においても、この趣旨は十分に強調されたところであるが、旧指針の発表後、今日に至る間における国際環境の変化ならびにわが国企業の投資行動の多様な展開を踏まえ、旧指針について見直しを実施することとした。

今後の世界経済においては、海外投資を含む企業活動の国際的展開がますます活発化し、とくにそこでのわが国企業の役割の増大が予想される。海外投資は、各国間の

経済的相互依存関係を緊密化させ、当事国双方に多大の便益をもたらすなど、世界経済の活発化に資するものである。しかし、一方では投資先国の政治、経済、社会、文化等の諸局面に様々な緊張や摩擦現象をもたらす可能性を有しており、加えて投資国自体の国内雇用等への影響も指摘される。海外投資のこのような側面に注目するとき、わが国企業としては、自由競争の原理を基本としつつも、それが適正な節度によって支えられた企業行動であることが是非とも必要と考えられる。

海外投資に当って、わが国企業が以下の指針の実践に努力することを切に期待するものである。なお、雇用問題等、わが国の国内問題についても併せて慎重な配慮が要請されることを付言したい。

基本的姿勢

第一 わが国企業の海外投資に当っては、それが投資先国に歓迎されるものとしてそこに定着し、長期的な観点に立って企業の発展と投資先国の経済・社会政策とが両立する方向で進めるとともに、国際協力の一環として投資先国の社会に融け込むよう、その経済、社会との協調、融和を図りつつ行うという基本的姿勢を貫くこと。

現地会社の主体性尊重

第二 わが国企業の海外投資に当っては、現地会社が投資先国の法に基づく独立の法人であることをよく認識し、その主体性を尊重して行動すること。また、それが合併事業の形態をとる場合には、合併事業の一方の当事者として、その立場に見合った責任を果たすことを原則とすべきこと。

相互信頼を基盤とした事業活動の推進

第三 わが国企業の海外投資に当っては、長期事業方針の明示、適正な労使関係の確立等の適切な配慮を行うとともに、現地会

社の事業活動の内容を投資先国において正しく紹介することにより、投資先国社会の理解を得るなど、投資先国との相互信頼を基盤とした事業活動の推進に努めること。

また、発展途上国等で自国資本の育成の要請があるところでは、適当な時期に投資先国の投資家等に資本参加拡大の機会を提供するよう努めること。

良好で適正な労使関係の確立

第四 現地会社の経営に当っては、良好で適正な労使関係を確立するため、投資先国の労働組合組織や労働慣行について十分な認識と理解を深めることに努め、また労使間に誤解等が生じないよう、情報や意見を交換するなどして、意思の疎通を図ること。

雇用、登用の推進

第五 投資先国における雇用機会の拡大に資するため、現地会社における現地人従業員の雇用、登用を積極的に行うよう努めること。

また、従業員の労働条件についても、投資先国の事情を十分配慮するとともに、安全衛生を確保するための労働環境の整備に努めること。

教育、訓練の推進

第六 現地会社の従業員の職務能力向上のため、社内における教育、訓練を行うとともに、必要な場合には、わが国をはじめ外国への研修派遣、留学等を実施し、技能、技術（経営、管理技術を含む）の習得の機会を与えるよう努めること。

とくに発展途上国など、技術移転を必要としているところでは、教育、訓練に際してそのことに十分配慮すること。

派遣者の自主性尊重

第七 わが国企業は、現地会社の主体性の尊重とともに、現地会社に対する派遣者の意欲と責任意識の確立を図るため、現地会社における派遣者の業務上の自主性を尊重

するよう努めること。

派遣者の選定、教育

第八 海外投資先への派遣者の選定に当たっては、協調性、意欲、能力、経験等の適性に配慮するとともに、投資先国の言語、社会、文化等、海外実務以外の学習を含めた適切な事前教育、訓練を行うよう努めること。派遣者が家族を帯同する場合には、可能な限り、家族に対しても同様の事前教育の機会を提供するよう努めること。

派遣者の派遣期間、生活基盤整備

第九 派遣者の派遣期間については、投資先国の諸般の事情を考慮した期間を設定し、そのための条件を整備するとともに、派遣者とその帯同家族のための生活基盤の整備を図るよう努めること。

投資先国産業との協調

第十 わが国企業の海外投資に当たっては、投資先国の経済秩序を混乱させることのないように投資先国産業との協調を図り、特定の地域、産業あるいは時期に投資が集中することのないよう努めるとともに、現地会社の事業活動においては、投資先国の商慣習、流通機構を尊重すること。

また、長期的な観点から国際分業の確立、投資先国の国際収支の改善、産業構造についての政策目標の実現等に資するため、現地会社が使用する機械、設備、原材料、部品等については、できるだけ投資先国で生産されるものを調達するよう努めること。

技術移転の促進

第十一 投資先国産業の技術水準の向上に資するため、とくに発展途上国など、技術移転の要請のあるところでは、現地会社に対してはもとより、関連する地元企業に対しても機械、設備、原材料、部品の発注等に際して技術指導を通じて、可能な限り技術移転に努めること。

再投資の促進

第十二 投資先国の経済の発展と安定に資するため、わが国企業はその現地会社の利益等をできるだけ現地会社の拡充、周辺関連産業の育成等のための再投資に向けるよう努めること。

投資先国社会との協調、融和

第十三 投資先国の社会との協調、融和を図るため、以下の事項に留意すること。

- (1) 現地会社の理念、事業活動、投資先国への貢献等について、投資先国社会の正しい認識と理解を得られるよう積極的かつ適切な広報に努めること。
- (2) 投資先国の生活・自然環境の保全に十分努めること。
- (3) 事業施設、広告看板等の建造物の設置に当たっては、投資先国における社会通念および公共性に十分配慮すること。
- (4) 投資先国における教育、福祉および文化面への貢献に努めること。
- (5) 投資先国における地域社会との融和に留意し、投資先国の業界団体、地域団体等には現地会社も積極的に参加するよう努めるとともに、投資先国における日本人経済団体もまた現地の諸団体ならびに経済関係者、学識経験者等との幅広くかつ親密な交流を促進すること。

以上